新潟県立大学キャリア支援センター規程

(平成21年4月1日規程第35号)

改正 平成23年3月8日

改正 平成25年9月17日

改正 令和 2年2月18日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立大学学則第7条第3項の規定に基づき、キャリア支援センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、新潟県立大学(以下「本学」という。) 学生のキャリア形成に対する支援を行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行うものとする。
- (1) 学生のキャリア教育及び就職活動支援に関すること
- (2) 進路・就職相談に関すること
- (3) 求人情報の受付、提供及び管理に関すること
- (4) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること
- (5) 卒業生の情報収集に関すること
- (6) その他学生のキャリア支援に関すること

(利用者の範囲)

第4条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)本学の学生及び卒業生
- (2) その他学長が必要と認めた者

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの事業計画及び運営経費に関する事項
- (2) センターの施設・設備の改善に関する事項
- (3) センターの中期目標・計画及び評価に関する事項
- (4) その他センターの運営に関する事項

(構成)

- 第7条 委員会は、センター長並びに各学部から選出された教員それぞれ2人 以内の委員をもって構成する。
- 2 前項に定める委員のほか、センター長が必要と認める者を委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 副委員長は、各学部から選出された委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

(定足数及び議決の方法)

- 第10条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(客員教員等)

- 第11条 センターの目的を達成するため、センターに客員教授及び客員准教授 (以下「客員教員等」という。)を置くことができる。
- 2 客員教員等の称号の付与については、新潟県立大学客員教員等に関する規程に基づき、学長が行う。

(専門委員会)

- 第12条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第13条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第14条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、キャリア支援センターの管理運営に関 し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人新潟県立大学定款附則第3項の規程により県立新潟女子短期 大学が廃止されるまでの間においては、第2条に規定する「新潟県立大学」

については、「新潟県立大学及び県立新潟女子短期大学」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。